

# 資料編

用語解説

## 用語解説

あ行	
アクセシビリティ指標	・居住地から都市的なサービス施設が立地する地点まで、自動車以外の交通手段（公共交通、自転車、徒歩）で到達する容易性を表す指標。
アクセス	・接近、近づくための交通手段。
液状化（現象）	・ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象。液状化が発生しやすい場所は、地下水位の高いゆるく堆積した砂地盤などで、例えば埋立地、干拓地、昔の河道を埋めた土地など。
エリアマネジメント	・地域における良好な環境や価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組。
大分県医療計画	・人口の急速な高齢化や医療ニーズの変化など時代の要請に的確に対応し、地域の実情に即した、質の高い、かつ効率的な医療提供体制の整備を図るために大分県が策定するもの。
大分県受援計画	・災害時に他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する計画で大分県が策定するもの。
大分市環境基本計画	・大分市環境基本条例第8条に基づき、市、市民、事業者をはじめ関係団体等、環境に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組んでいく環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画。
大分市公共施設等総合管理計画	・本市の保有する公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行っていくための計画。今後、公共施設等の維持管理や修繕・更新に多額の経費が必要になることが見込まれるとともに、人口減少などによる社会情勢の変化に対応するため、4つの基本方針及び分野別方針に基づき、公共施設のマネジメントに取り組むこととしている。
大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画	・高齢者が住み慣れた地域社会で、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指した、高齢者の保健福祉に係る総合的な計画。
大分市国土強靱化地域計画	・大規模自然災害に対して市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するための計画。
大分市住生活基本計画	・住生活基本法に基づき策定された「住生活基本計画（全国計画）」及び「大分県住生活基本計画」に即した大分市の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上に関する基本的な計画。
大分市障害者計画	・障害者基本法の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として策定された計画。
大分市上下水道事業経営ビジョン	・平成27年度からの10年間を期間とする「大分市水道事業基本計画」及び、令和元年度からの10年間を期間とする「大分市上下水道事業経営戦略」により各事業に取り組んできたが、社会・経済の変化に対応するため、PDCAサイクルに基づく見直しを行うとともに、両計画を統合し、目指すべき将来像と取り組む課題を整理した新たな計画として策定したもの。

あ行（つづき）	
大分市人口ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分市総合戦略を策定するにあたり、本市における人口の現状を分析し、将来を展望するもの。また、大分市総合計画の策定にあたって、これからのまちづくりの方向性を明らかにするための前提となる。</li> </ul>
大分市住み替え情報バンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて、当該空き家等に係る情報を公開する制度のこと。</li> </ul>
大分市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市政運営の基本方針として定める計画。</li> </ul>
大分市総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が「地方創生」を重要政策として掲げ、人口減少の克服に取り組むなか、本市においても地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会を創造し、将来にわたり発展していけるよう地方創生に関する取組をまとめたもの。</li> </ul>
大分市地域公共交通計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークを構築することを目的とし、「大分市にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにするとともに、市民、交通事業者、行政の役割を明確化し、連携を図りながら様々な取組を推進するための計画。</li> </ul>
大分市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、大分市域（石油コンビナート等特別防災区域を除く）における災害対策について、防災関係各機関の協力のもとに定める総合的な計画。</li> </ul>
大分市農林水産業振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業、林業、水産業が持つ機能を十分に発揮させ、地域の基幹産業として持続的に発展ができるよう、総合的に農林水産業の振興を図る指針として策定した5ヵ年計画。</li> </ul>
大分都市圏総合都市交通計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、学識経験者、交通事業者等で構成する協議会により現在の都市圏における交通の状況や課題を踏まえ、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など社会経済情勢の変化に対応し、長期的な視点での交通体系の将来像と、その実現に向けた基本方針を定めた計画。</li> </ul>
大分都市広域圏ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が提唱する「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町が、大分市を圏域の中心市として各市町の一体的かつ持続的な発展を図るため、今後の具体的な取組を推進するための広域計画として策定したもの。</li> </ul>
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園などの公共施設において、建物などによって覆われていない土地の総称。</li> </ul>
か行	
改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の全部または一部を除却し、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異なる建築物をつくること。</li> </ul>
開発許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づく開発行為などに対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限。また、一定の開発行為については、都市計画区域の内外にかかわらず許可の対象となり、適正な都市的土地利用の実現のための役割をはたす。</li> </ul>

か行 (つづき)	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）を建設するために行う土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路など）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土または宅地以外の地目を宅地に変更することなどをいう。</li> </ul>
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。</li> </ul>
既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般には、都市において既に建物や道路などが整備されて、市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。</li> </ul>
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園、上下水道などの公共施設整備。</li> </ul>
急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地で、県が指定する区域のこと。</li> </ul>
協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、市民、事業者、NPOなどが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うことをいう。</li> </ul>
居住推奨区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域を示す本計画独自の名称であり、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域をいう。</li> </ul>
区域区分（線引き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。</li> </ul>
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園、下水道などのまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所などの住民生活に必要な施設。</li> </ul>
工業専用地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。</li> </ul>
コーホート要因法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。</li> </ul>
さ行	
GIS（ジー アイ エス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>Geographic Information System（地理情報システム）の略称。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。</li> </ul>
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。</li> </ul>
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。</li> </ul>
市街地再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、道路などの公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備を行う事業。</li> </ul>

さ行 (つづき)	
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。</li> </ul>
地震・津波避難行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織や自治会等が主体となって作成する計画で、地震や津波の発生時に地域住民の安全を確保するため、避難地や避難経路などをとりまとめた計画。</li> </ul>
地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定する区域。</li> </ul>
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。市長が指定する避難場所。</li> </ul>
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。市長が指定する避難所。</li> </ul>
準都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状のまま土地利用を整えず、または環境を保全せず放置すれば、将来一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域で、県により指定された区域。大分市では、佐賀関準都市計画区域及び本神崎準都市計画区域のことを指す。</li> </ul>
人口集中地区 (DID)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国勢調査の結果から、人口密度が1 km<sup>2</sup>あたり4,000人以上の区域が互いに隣接し、かつ、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。</li> </ul>
浸水想定区域 (計画規模L1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>10～100年に1回程度が想定されている降雨 (河川整備において基本となる降雨) により浸水が想定される区域。</li> </ul>
浸水想定区域 (想定最大規模L2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定し得る最大規模の降雨 (1000年に1回程度の発生が想定されている降雨) により浸水が想定される区域。 1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000 (0.1%) 以下の降雨。</li> </ul>
水害リスクマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにした図面のこと。</li> </ul>
すくすく大分っ子プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大分市子ども条例」に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「子ども・子育て支援法」に基づく、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその推進を図るための計画。</li> </ul>
ストック	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に整備された道路、公園などの公共施設及び建築物や宅地などが蓄えられていること。</li> </ul>
スプロール化	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が拡大していく現象。</li> </ul>
スポンジ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の内部において、空き家、空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。</li> </ul>
スマートウェルネス住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率の良い住宅 (スマート住宅) と安全で安心、健康に暮らせる住宅 (ウェルネス住宅) の2つの性能を持ち合わせた人と環境にやさしい住宅のこと。</li> </ul>
線引き (区域区分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。</li> </ul>

さ行（つづき）	
線引き都市計画区域	・市街化区域と市街化調整区域との区分を定めた都市計画区域。大分市では、大分都市計画区域のことを指す。
た行	
第一種低層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。
大規模盛土造成地	・面積3,000平方メートル以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地。
第2期いきいき健康大分市民21	・国の「健康日本21（第2次）」の地方計画に位置付けられる。市民、行政、関係機関等が一体となって健康づくりを推進することにより、誰もが「健康で安心して暮らせるまち」の実現を目指し策定。計画の期間は、平成25年度から34年度までの10年間。
第二種低層住居専用地域	・都市計画法による用途地域の一つで、主に低層住宅の良好な住環境を守るための地域。
第4期大分市中心市街地活性化基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき市が策定した計画のことで、次のような内容を定める。</li> <li>・中心市街地の活性化に関する基本的な方針</li> <li>・中心市街地の位置及び区域</li> <li>・中心市街地の活性化の目標</li> </ul>
多段階浸水想定区域	・降雨の確率規模別（年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100等）の浸水想定区域。
地域地区	・都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	・重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	・高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。
地区計画	・住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
中心市街地	・広域都心内のJR大分駅を中心とした商業・業務地。
超高齢社会	・総人口における65歳以上の高齢者人口が占める割合である高齢化率が21%を超えた社会のこと。なお、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。
通所	・地域住民が施設を利用する場合に、その施設まで自力で通うことを基本とした営業形態のこと。
津波浸水想定	・津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深として県が指定するもの。

た行（つづき）	
津波避難場所	・津波に対して、安全性が確保できる高い位置にある避難場所。
津波避難ビル	・津波警報などが発表された際、高台まで避難するのが困難な場合に緊急的・一時的に避難する施設。
デマンド型交通	・利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールを合わせて運行する地域公共交通のこと。
投資的経費	・道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費や災害復旧費等から成っている。
都市計画運用指針	・都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。
都市計画区域	・自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域。
都市計画区域マスタープラン(区域マスタープラン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。</li> <li>・県が、広域的な見地から、都市計画に関する基本的な事項を定めるもので、次のような内容を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市計画の目標</li> <li>②区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針</li> <li>③土地利用、道路や公園などの都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</li> </ul> </li> </ul>
都市計画マスタープラン(市町村マスタープラン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。</li> <li>・住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫の基に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。なお、市町村マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想（大分市総合計画）並びに区域マスタープランに即さなければならない。</li> </ul>
都市再生整備計画	・都市再生特別措置法に基づき、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施するために定める当該公共公益施設の整備等に関する計画。
都市再生特別措置法	・急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
都市施設	・道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
土地区画整理事業	・土地区画整理法に基づき、道路・公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。

<b>な行</b>	
内水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等の下水道の排水能力を上回る雨が降った際に、下水道や水路などから浸水する現象。</li> </ul>
<b>な行（つづき）</b>	
南海トラフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>四国の南の海底にある水深 4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。</li> </ul>
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いに結びつくこと。つながり。</li> </ul>
農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。</li> </ul>
<b>は行</b>	
パーク＆ライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車で最寄りのバス停または駅まで行き、乗車してきた自家用車をその周辺に設置された駐車場に駐車させた後、バスや電車などの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。</li> </ul>
ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。</li> </ul>
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>だれもが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。</li> </ul>
風水害避難行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織や自治会等が主体となって作成する計画で、大雨が降り洪水や土砂災害が発生するおそれがある時に、身の安全を確保するために必要な情報や避難行動についてとりまとめた計画。</li> </ul>
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令された場合や、自宅損害等の被害が発生し、避難生活が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などが避難所生活を送るための場所。</li> </ul>
ふれあい交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>時刻表に従い、交通が不便な地域から、最寄りの路線バスのバス停留所までを結ぶ登録制・予約制の交通機関。</li> </ul>
保安林	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。</li> </ul>
ポテンシャル	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能性として持っている能力。潜在的な力。</li> </ul>
<b>ま行</b>	
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語で「管理」「経営」を意味する言葉で、組織等において目標を設定し、その目標を達成するために、限りある資源を効率的に活用すること。</li> </ul>
メッシュ	<ul style="list-style-type: none"> <li>網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば 100m×100mの四角のこと。</li> </ul>
モータリゼーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。英語で「動力化」や「自動車化」を意味する言葉。</li> </ul>
<b>や行</b>	
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。</li> </ul>

用途変更	・既存の建築物の用途を変更して、別な用途にすること。
要配慮者利用施設	・社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

ら行	
ライフスタイル	・生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
流通業務地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。流通業務市街地を整備する必要があるとして県が定める都市の区域のうち、交通施設の整備の状況に照らして流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域を対象に、指定される。
臨港地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。港湾を管理運営するために定められる地区。
老人デイケアサービスセンター	・デイケアを行うために設けられた専門の施設で、在宅の高齢者等が、昼間の通所で治療、リハビリテーションを受けることのできる場。
ロードサイド型店舗	・幹線道路など交通量の多い道路に面している商業施設のこと。

---

**編集・発行**

**大分市 都市計画部 都市計画課**

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL : (097) 534-6111

FAX : (097) 536-7719

E-mail : [tosikeikaku@city.oita.oita.jp](mailto:tosikeikaku@city.oita.oita.jp)

U R L : <http://city.oita.oita.jp>

**令和6年3月〇〇日 作成**

---